

成 30 年度第 2 回鎌倉市総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 平成 30 年 10 月 17 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 開催場所 鎌倉市役所第 3 分庁舎 講堂
- 3 出席者 松尾市長、安良岡教育長、齋藤教育委員、
下平教育委員、山田教育委員、朝比奈教育委員
- 4 関係者 共創計画部長、教育部長、教育部次長、教育指導課長、
こどもみらい部長、こどもみらい部次長兼青少年課長、
こども支援課担当課長、発達支援室長
- 5 事務局 共創計画部次長、企画計画課課長補佐
教育部次長（兼教育総務課担当課長）、教育総務課課長補佐
- 6 傍聴者 5 名

【議長（松尾市長）】

それでは、定刻になりましたので、第 2 回鎌倉市総合教育会議を開会いたします。

本日は、鎌倉市教育大綱に関わる重点施策について、ほか 2 件について、皆様と議論を重ねてまいりたいと考えております。

そして、傍聴にお越しいただきました皆様、傍聴ありがとうございます。この会議の傍聴につきましては、鎌倉市教育委員会傍聴規則を準用いたします。皆様のご協力をお願いいたします。

また、本日の会議資料につきましては、会議次第に記載のものを配付しておりますので、御確認をいただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、会議次第にあります「鎌倉市教育大綱に関わる重点施策について」を議題といたします。まず、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（共創計画部次長）】

鎌倉市教育大綱に関わる重点政策につきましては、配付しております資料 1 にまとめております。各施策につきましては、平成 30 年度の取組状況、課題、課題解決に向けた取組とともに、今期実施計画期間における事業スケジュールを記載しております。

例年は全ての事業について事務局から説明させていただいておりましたが、今年度は特に報告が必要な次第に記載にしました 3 事業について、担当部局から説明させていただきます。

以上でございます。

【議長（松尾市長）】

ただいま説明にありましたとおり、3事業について報告を受け、その後に意見交換ができればと思います。よろしいでしょうか。

では、まず、初めに放課後子ども総合プランの開始について、こどもみらい部から説明をお願いします。

【青少年課長】

放課後子ども総合プランの開始についてご報告いたします。資料2をご覧ください。

放課後子ども総合プランの鎌倉版として、平成30年6月11日から深沢小学校区において、放課後かまくらっ子ふかさわを開始いたしました。8月31日時点での放課後かまくらっ子ふかさわの登録者数は、全校児童830人に対し517人で、利用状況は6月から8月末までの1日あたりの平均利用者数は146人となっており、17時を超えて利用している学童保育、子どもの家の利用人数は1日あたり35人となっています。今後12月に関谷小学校区で、平成31年4月からは第一・御成は指定管理者で、第二、小坂については、市直営での実施を目指しています。

また、現在平成31年10月から開始予定の大船、七里ガ浜、富士塚の指定管理者の選定を行っており、平成31年度末までに9校での実施を目指しています。

以上で報告を終わります。

【議長（松尾市長）】

では、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればお願いいたします。

【安良岡教育長】

ちょっと教えていただきたいのですが、かまくらっ子を利用しているのが146人ということで、今まで深沢小学校で学童に登録していた子どもたちと、大体同じ人数なのでしょうか。

それと、登録児童数は517人いるのですが、とりあえず各家庭が、何があるかわからないけど登録しておこうかなという御家庭も多いというような判断なのかと思います。利用者の皆さんのお声というのはどんな状況なのかというのを、教えていただければと思います。

【青少年課長】

深沢につきましては、平成30年度4月当初の学童保育の利用の登録者数は180人となっておりますので、その数よりは若干少ない、ところでございます。

利用者の状況といたしまして、週に1日程度、地域の方々からいろいろなプログラムを提供していただいているのですが、毎日の利用というわけではないがプログラムには是非参加したいということで登録いただいている方も、かなりいると聞いているところでございます。

【齊藤委員】

今の話を伺いまして、幅を持たせて、行ける日と行けない日を自分で選んで、希望で行けるということに、私はとても良いことで、素晴らしいなと思っています。と言いますのは、子どももあの

日は…があるから行こうかなということもできるし、保護者との話し合いもそこで、できると思うのです。その幅があり希望で参加できるということによって、親も子も安心して、目指すものを楽しみに参加できるという良さを感じています。

【下平委員】

今の御説明の中で第一・御成が指定管理者で、第二、小坂は市の直営ということでした。このスケジュールを見ますと、10月の段階で、第一・御成の指定管理者がある程度選定されるということなので、どれくらい出ていて、今どのように選定されているのかというのが一つと、あとは、指定管理者がするときと、市が直営するときとの違い。同じようなサービス、人数が割けるのか。その辺をお話しいただけますでしょうか。

【青少年課長】

今、第一・御成につきましては、9月市議会定例会において議決いただきましたので、ふかさわ、せきやと同じ業者、シダックス・大新東ヒューマンサービス株式会社に確定したところでございます。今、必要な事務手続を進めており、正式に決定するという運びになるところでございます。

指定管理施設と市直営の施設ということで、当然目指すものは同じサービスということで、市直営であっても指定管理者であっても、同じ人数、人の配置、資源の配置ですとか、プログラムの提供については足並みそろえていくことで今進めております。

【山田委員】

開館時間は17時までで、それから、その後は必要な方々が19時くらいまでお使いになると思うのですけれども、これまで運営してきて、何か問題や、お困りの点はありますか。

【青少年課長】

放課後かまくらっ子については、夏の時間は17時、10月からは16時半にしているところなのですが、その部分で何か困ったということはないと認識しています。

学童保育につきましては、19時まで。18時までが通常の定時で、そこから1時間延長ということで御申請いただいているのですけれども、保護者さん、やはりお仕事の都合で、少し19時を回ってしまうようなことも見受けられる。その場合、お知らせするなり、お話し合いはしているのですが、20時まで延長という御希望はまだ出ていないような状況です。

【議長（松尾市長）】

ありがとうございます。深沢小学校区が1校目としてスタートして、今年、関谷小学校区、そして来年7小学校区ということで、順次、深沢小学校区の保護者や子どもたちからも色々と御意見が出てきていると思いますので、そういうことも受け止めながら、しっかりと着実に進めてもらえればと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、次に、発達支援サポートシステムの実施状況について、引き続き、こどもみらい部から説明をお願いします。

【発達支援室長】

前回の第1回総合教育会議にて、発達支援サポートシステム推進事業について御説明いたしましたが、その後の事業の実施状況について御報告いたします。

資料の3-1をご覧ください。本事業は、発達障害等、特別な支援を必要とする児童が地域で生き生きと生活できることができるよう、発達障害への理解の促進と、支援者の育成のためのサポーター養成講座を実施するとともに、育成した人材を有効に活用する仕組みづくりを目的として、平成29年度より事業を実施しています。

平成29年度は、シンポジウム1回、初級講座7回を実施し、初級講座の参加実人数は106人で、全日程修了者は23人でした。平成29年度は事業開始初年度でありましたので、まずは支援者に事業の理解を図るため、支援者を対象として実施いたしましたが、平成30年度は一般市民も対象とし、立場の違いを超えて、ともに学び合うことで相互理解を深めること、さらに地域における身近なサポーターを養成することを目的として事業を実施しております。

次に、平成30年度の事業の進捗について御報告いたします。資料の3-2、平成30年度サポーター養成講座実施状況をご覧ください。平成30年度は、夏季集中講座を8月に実施しました。参加実人数は83名で、そのうち一般市民の方が21名でした。8月の集中講座で全7講座受講修了者は45名で、うち一般市民の方は8名でした。また、9月からの連続講座につきましても、既に講座が始まっているところですが、平成30年9月末現在での申し込み実人数は73名で、うち一般市民の方が15名となっております。

また、実際にサポーターして支援をしていただくには初級講座のみでは不十分であると思われるため、平成30年度につきましても、初級講座全7回受講修了者を対象者として、フォローアップ講座を実施いたします。フォローアップ講座の内容につきましては、配付しております資料の3-3のチラシのとおりとなっております。現在フォローアップ講座の申し込みを受け付けているところですが、既に多くの方の申し込みをいただいている状況でございます。今後、フォローアップ講座を修了した受講者の方に実際支援の現場で活動してもらう仕組みを検討しております。具体的には、現在学校における支援者として、有償ボランティアとして活動している学級支援員と同様の活動していただけるよう、現在教育委員会と調整を図っているところです。

以上で報告を終わります。

【議長（松尾市長）】

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

【安良岡教育長】

発達支援サポートシステムで、このサポーター養成講座の中身を見ますと、障害のある子どもへの理解と支援ということについて、講座を開いていただいて、そういう方々を、市民の皆さんをたくさん育てていただいているということに感謝したいと思っております。

学校では、やはり子どもたち一人一人の中では、非常に発達的に課題があって、何か支援をしてあげることによって、自分の学校生活が充実していくことにつながっている子どもたちというのは

多くいるわけなのですけれども、なかなか十分学校のほうへの支援ができていない状況がありますので、このような講座を受けていただいた市民の方が、学校のほうへ、さらに支援員と同様の活動ということで参加していただけるということについて、本当に学校としては大変助かる活動だなど思っておりますので、ぜひ多くの方々に参加していただけるような体制づくりを、今後も進めていただければと思っています。よろしくお願いします。

【山田委員】

前回の総合教育会議でも申し上げたので、その点はお考えいただいて、今回フォローアップも計画してくださっていると思います。この支援サポーターだけに限らず、支援という言葉は、本当に気をつけないと、支援してあげる、される人という強者・弱者の関係性がそこで出来てしまったり、上から目線で「やってあげる」という感覚になると、悪い影響も与えかねません。特にこういうことを熱心に学ぶ方は、すごく優しさが多くて、役に立ちたくて、何とかしてあげたくてという、非常に優しさのエネルギーが高い人だと思うのです。

でも、その優しさというのは、過度に働いてしまうと、過保護・過干渉にもなってしまって、相手の成長や、自分で考える力を妨げるということも起こり得るわけです。ですから、支援のスタンスや、支援者としての心得というのでしょうか、関わり方、そういうことを学ぶというのは非常に大切なことだと思います。その点も合わせて資質の向上というのに勤めていただきたいと思います。

それと、あとは、きょうもずっと教育委員会で倫理要綱が話題になったのですが、例えばこういう支援に関わる人たちは、それぞれ個人情報を知ったりすることにもなりますから、本人を守るためにも、それからもちろんこの支援制度を守るためにも、何かしら、そういう指針も必要なのではないだろうかと考えます。

【発達支援室長】

今お話いただきましたように、講座のほうは、講義を聞くというだけではなくて、参加している者同士でディスカッションしたりということで、その中で、支援のあり方であったりとか、それぞれの悩みを共有したりというようなプログラムを行っておりますので、支援者としての資質の向上ということも、引き続き取り組んでいければと思います。

それから、今お話ありました、例えば個人情報のことであったり、実際に、そこは派遣をするに当たって必要などころだと思いますので、実際の教育現場である学校のほうと具体的なその辺の指針については、検討していきたいと考えております。

【山田委員】

このフォローアップ講座を修了した方に関してお聞きしますが、その方々が実際に学校等に配置されるようになるまでの仕組みというのは、どうなっているのかということをお尋ねします。

全ての人が必ずしも学校に行かれることではないと思うのですが、それから私たちも学校見学などに伺いますと、本当に人手が足りないということを常々伺っております。一方で、学級支援員や、さまざまなサポーターなど、少しずつ名前の違う方が少しずつ違う条件なり、管轄なりで働いてらっしゃるようにお見受けいたします。学校側がそれでよければいいのですけれども、この所轄がさ

まざまになることで、学校側の運用が煩雑にならないように、なるべくシンプルに、そして現場にとって使いやすいようなシステムに、この機会にさせていただけるとありがたいと思います。

【発達支援室長】

実際、このフォローアップ講座を受講した方たちのその後ということですが、実際にこういった活動したいという方につきましては、登録のようなものをしていただいて、そこから実際に学校現場のほうに派遣するというような形を考えております。まだ、詳細については、教育委員会のほうと調整をしている最中ではございますが、今、具体的に案として考えていますのは、地域ごとにモデル校のようなところを選定いたしまして、そちらにまずは派遣をするということで、あと、実際に、登録した方につきましては、学校の校長先生のほうと面談していただくなり、そういったところで必要な形で派遣をするというようなことを検討しているところです。

それから、学校現場にいろんな立場の方たちが入られるので、その運用をとということがあると思いますので、それにつきましては、学校現場の実際に運用というところで、どのようにしたらスムーズにいくかなど、どういうところが課題があるかというところにつきましては、これからもう少し細かく詰めていく必要があると考えております。

【齊藤委員】

私も、サポーター養成講座というのを最初のころに参観させていただいて、とてもいい講座だと思いました。多くの方々が必要な支援の方法を理解していくことは、とても大切なことです。次への手立てということでその研修講座が継続されていて、それを修了した方に養成講座の中でのフォローアップをしているということは、ますます、その方々にいろいろな意味での力量をつけていただくということで、重要なことと思います。例えば個々それぞれの特質を持っている子どもたちの個性を大事にしたフォローができ、的確な支援ができる力をつけていただいていること、また、講座を受講した方々の支援体制がどんどん広まっていくということに、私はすごく期待でき嬉しく思います。

こういうことができると、現場で今指導している先生方とも、コミュニケーションが取りやすいと思います。一つの課題でも手立てや対処の仕方等が、即伝わって、そこで相互理解ができて、個々に応じたすばらしい指導になっていくということで、とてもいい取組だと思います。今後も続けてほしいと思っています。お願いします。

【議長（松尾市長）】

ありがとうございます。

それでは続きまして、最後になります、教職員の働き方改革について、教育部から説明をお願いいたします。

【事務局（教育部次長兼教育総務課担当課長）】

教職員運営事業について、教職員の働き方改革を説明させていただきます。

資料4-1及び4-2をご覧ください。こちらの事業は、教育大綱における重点的に取り組む施

策のうち、教育環境の整備に該当する事業と考えております。教育委員会では、教職員がいきいきと働くことができる職場づくりを進め、子どもたちとしっかり向き合う時間を確保することによって、子どもたちの健やかな育ちにつながることを目的として、平成 30 年 2 月に教職員の職場環境改善について、具体的な改善策と計画をまとめた学校職場環境改善プランを策定いたしました。当プランは文部科学省の学校業務改善アドバイザー派遣事業により、アドバイザーが意見をいただきながら作成したもので、計画期間は当面平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間としております。

現在は、さまざまな改善策の取組を進めているところであり、主な取組の進捗状況について、御紹介させていただきます。

1 点目は、(1) 業務改善に向けた取組の、イ、夏季休業中の閉校日の設定です。平成 30 年度は試行として、8 月 11 日土曜日から 15 日水曜日まで、学校閉校日を設定し実施いたしました。この期間に学校では対外的な業務は行わず、基本的に教職員は出勤しないこととしました。全校で実施し、大きな混乱等はなかったことを確認しております。現在、各学校や部内各課から改善すべき内容や要望等を聴取し、平成 31 年度以降の実施に向けて検討していく予定となっております。

2 点目はウ、夜間の留守番電話の設定です。夜間の留守番電話は、7 月 10 日から実施しており、現在のところ混乱等もなく導入できたと考えております。こちらにつきましては、教職員から終了時刻をより意識して、集中的に業務を行うようになったという意見を頂戴しております。

3 点目は、キ、給食会計の公会計化に向けた検討です。今年度は、既に公会計を実施している藤沢市と東京都世田谷区を視察したり、横須賀市千葉市及び長野県塩尻市から運用マニュアル等の資料を取り寄せたりする中で、本市における課題整理や運用方法について、検討を進めているところです。また、この公会計化に際しましては、教育委員会で小学校全校分の給食費を管理するための新たなシステムの導入が必要であるため、これまでシステム業者によるデモンストレーションやヒアリングを行ってきているところでございます。

学校給食費の公会計化は、小学校での給食が始まって約 70 年、大きな変革です。それだけに解決すべき課題も多々あると考えておりますが、早期の実施を目指し、引き続きシステムの導入や選定等を進めるとともに、学校と教育委員会の事務分担や課題整理等を行っていく予定です。実施が決定された場合には、給食会計システムのセットアップや条例規則等の整備、保護者への周知や学校等との協議・調整等を行っていくこととしております。

その他、この学校職場環境改善プランでは、学校事務員の標準職務の明確化や、部活動の活動時間の見直し、校務支援システムの小学校への本格的導入による業務改善など、一つ一つの取組を確実に進め、学校における働き方改革を実現させていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【議長（松尾市長）】

ただいまの説明についてご意見やご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

【下平委員】

これも教育委員会でもたびたび申し上げているので、恐らく並行して考えてくださっていると思うのですが。今報告があった事項は、時間の見直し、管理の見直しと、それから人員をふやすこと

によって、時間的なゆとりをめざそうということです。時間的ゆとりができて、それをどう潰すかによって、全く人生は変わってきます。

例えば余った時間を漫然と、ある意味成果なく過ごせば、結局それは生きないし、かえって心身ともに疲れてしまうことになりかねません。今、社会人教育の中でもそこが問題になっています。心理的に24時間、寝ている時間を除いた17時間ぐらいの間を、自分が心理的にどう潰しているか。自分の人生の未来に向かって効果的、有効に時間を活用できているかというのが、非常に管理者として問われるところだと言われているのです。

例えば、会社に出てきていても、ほとんどパソコンに向かって、人とも挨拶交わさない、社会的ひきこもりでは全く成果は上がりませんし、それから、義務感で金のために働いているという、儀礼的な働き方であれば、生産性は上がりません。結局は、自分が明確に目標を持って、その目標達成のために感情、思考、行動をしっかり動かして、達成しているか。そして、達成感を味わっているかということが、働いている意義にもなるし、生きがいにもなっていくと思うのです。

よく言われることですが、働くという字は人として動くということですから、まずは人として心が健康で、活性化して動いているということが達成できないと、本当に時間にゆとりができて、それが生きる人と生きない人が出てきてしまうのではないかと思います。

先生だけに限りませんが、あらゆる職場で働いている私たちが、心が明確に未来に向かって動いているかということ。教育とか、しっかりとお互いが声をかけ合って見きわめるところが非常に大事なところだと思いますので、引き続きその辺をよろしく願いいたします。

【事務局（教育部次長）】

今、教育委員がおっしゃったことは、働き方改革は、教員の意識改革が大事であろうということだと思います。それにつきましての取組でございますけれども、まずは、労働・安全・衛生の視点から、安全衛生協議会というものを今検討して、立ち上げようとしているところでございます。

そして、資料4-2にもございますけれども、出退勤管理も今テスト試行をしているところでございます。それからもう一つが、留守電を設定いたしました。この出退勤管理のシステムと、留守電によって、教職員の勤務時間に対する意識が変わってきているような、そんな声を職場、学校現場から聞いております。この時間までに仕事を切り上げようと、この時間になると対外的な仕事は終わりだという、そこで一旦区切りをつける。教職員の仕事は、例えば授業研究となりますと、際限ないものでございますけれども、やはりどこかで区切りをつけて、働き方改革を進めていくというような、そんな意識を教員の中に芽生えさせているところでございます。

もう一点、中学校で大きな問題になっておりますのが、やはり部活動のことでございまして、部活動、例えば5時6時までやって、その後学校の仕事に入るといったような教員もいるわけですので、ここら辺の改革も、部活動に関する意識改革も進めていかなければならないと考えているところでございます。

【下平委員】

引き続き検討をお願いしたいと思いますが、逆に真面目過ぎる先生ほど依存症ぎみで言うのでしょうか。仕事中毒みたいになって、どこまでも際限なくもっともっともって抱え込んでしまって、

遅くまでというのも問題だと思うので、オンオフの切り替えとか、公私のけじめを自分で管理できるとか、そういう意識づけもとても重要なのではないだろうかと感じますので、引き続きよろしくをお願いします。

【議長（松尾市長）】

ありがとうございました。

【齊藤委員】

教職員の働き方改革ということで、目的を持ち、順次取り組んでいってくれているというところに私はとても意義を感じています。最初にあった閉校日、それから夜間の留守電、そして給食会計等、これら全てはまだ実際には動いていないのですけれど、一つずつ着実に前を向いて進んでいるということに、重要性を感じています。

そこで、一つずつでいいですけど、給食会計の公会計化というのも早いスピードで行っていったら、少しでも教職員の仕事の分量の軽減になります。楽をするのではないのです。先生方も懸命に働いていらっしゃるのです、そういうところも早期の実現を願っています。

次に部活の件です。この間、中学校の音楽会に行ったのですが、実に見事な演奏でした。そして、中学生がここまで素晴らしい演奏ができるということと、心一つになっての立派な演奏に感動しました。指揮者の先生と何十人もの生徒の気持ちが結集して演奏している姿に、心打たれたのです。感動と同時に、部活動の時間との関係ってどうなっていくのだろうと、そんなこともすごく不安に思ったのです。いいものをつくり上げている生徒たちの力。活動時間を考えながらの中ですが、これからも是非活躍してほしいと、そんな思いを強く持ちました。

【事務局（教育部次長）】

今おっしゃった例えば吹奏楽。私もその場におりまして、すばらしい演奏で、委員おっしゃるようにこれだけの演奏をするにはかなりの時間を使ったことだろうと。先ほども申し上げましたように部活動については、土曜・日曜の練習時間のあり方についても、今検討しているところでございます。土日全ての時間を部活動に費やすということについてはどうなのだろうか。例えばやればやっただけいいものができるということはあると思うのですが、全ての時間をそれに費やすということについて、これから部活動のあり方を検討していく中で考えていきたいと思っております。

【齊藤委員】

ありがとうございます。

【朝比奈委員】

先生方の負担を少しでも軽くして、あと色々な意味で制度も上がるようにするために色々なシステムを導入するというのは大事なことであると思いますし、教員の方々の負担を軽くするためには、特に、色々集金を、給食会計が例に挙がっていますが、こういうことを先生が個人、手作業で集めるというのは限度があるだろうと思います。私が小学生のときはもっと児童数が多くて、

あんなに多い子どもたちに対して先生方は一体どうやって当時やっていたのか、想像もできないですけど。

伺いたいのは、夏季休業中のこの閉校日の数日間のときは、基本的に先生は行かないけれども、まるっきり無人にして機械管理だったのか、当番でどなたかいらしていたのか。

あと、留守番電話は、これも前に伺ったのかもしれないけれど、もう一度確認したいですが、録音をしていて、後で内容を聞くようなことはしていたのか。どうでしょう。お願いします。

【事務局（教育部次長）】

まず、留守電の件でございますけれど、録音機能はついておりません。例えば、この期間は学校閉校日ですので、何日以降におかけ直してくださいという、そういう音声が入力されているだけです。例えば親御さんが録音して、それに後で答えなくてはいけないと、そういうものではございません。学校閉校日の期間中は、すみません付け足しなのですが、留守電の最後に、緊急時には学校閉校日の期間は市役所に教育委員会の職員がいるものですから、そこに電話してくださいですとか、あと、平日については市役所に電話してくださいと、そういう形で緊急時体制もとっているところでございます。

それから、学校閉校日についてでございます。学校閉校、一応学校にどんな状況だったか、閉校日が終わった後、聞いてみましたところ、職員は出勤していなかったということで、機械警備という形になっております。

以上でございます。

【朝比奈委員】

ありがとうございました。

【議長（松尾市長）】

それでは、三つのポイントにつきまして、意見交換をさせていただきました。

続きまして、「(仮称) 子ども総合支援条例の制定に向けた取組状況について」を議題といたします。こどもみらい部から説明をお願いします。

【こども支援課担当課長】

(仮称) 子どもの総合支援条例の制定に向けた取組状況について、御説明させていただきます。本年6月1日開催の第一回総合教育会議では、(仮称) 子どもの総合支援条例の制定について、制定の趣旨やスケジュールの御説明をさせていただきました。

本日は、その後の取組状況を御報告するとともに、条例検討資料及びその概要を御説明し、教育委員の皆様からの御意見を頂戴できればありがたいと考えております。

資料5-1をご覧ください。

まず、第1回総合教育会議以後の取組状況ですが、取組状況の2に記載のとおり、7月31日に庁内推進委員会、8月24日に子ども・子育て会議に、本日と同じ内容の条例検討資料及びその概要を提示し、御意見をいただいたところです。

資料の下段をご覧ください。

鎌倉市子ども・子育て会議での主な意見は、「障害に対する差別の防止、対応について記載すべき」「虐待といじめは質が違う。別の項目にすべき」「子どもが受け身になっている」「子どもの目線が大事。子どもの目線となっていることが読み取れない」「子どもが権利の主体であることを一言入れるべき」「きらきらプランを含めて施策が関わってくることを明確にすべき」などございました。これらの意見に対しては、今後案文の修正を図ってまいります。

次に、資料5-2をご覧ください。

条例の構成につきましては、1. 全文、2. 目的、3. 定義、4. 基本理念、5～9. 市等の責務、10～21. 市の取組という構成で考えております。

次に、資料5-3をご覧ください。

条例の検討資料になります。かいつまんで御説明をさせていただきます。

1. 前文では、子ども一人ひとりが社会にとってかけがえのない存在であり、将来の社会の担い手として大切に育てられること。豊かな人間性、社会性を身につけるためには、守られ、適切な支援を受ける必要があること。鎌倉の恵まれた自然環境を生かし、子どもが育つために地域社会の全ての構成員がその役割を果たすこと。

2. 目的では、全ての子どもがのびのびと育つことができるように、基本となる事項を定め、子どもへの総合的、継続的な支援や育つ環境整備に取り組むこと。

3. 定義では、子どもを18歳に達した年度末までの子と定めるほか、保護者、市民等の育ち学ぶ施設、事業者の定義を定めること。

4. 基本理念では、子どもが育つ環境が整備され、人として尊重されること。子どもの行動、活動が理解されること。市や関係機関等が連携し、継続した支援が行われること。

5から9は、市等の責務で、5で市の責務としまして、子どもを社会全体で育むため、総合的かつ有効な支援を行うとともに、子どもの意見を施策等に反映し、関係機関と問題を共有し解決に努めること。

6で保護者は子どもの最善の利益を考え、人格を尊重し、愛情を持って養育に努めるとともに、よりよい家庭環境づくりに努めること。

7で市民等は、地域社会が子育ての場になるよう、地域環境づくりに努めること。

8で育ち学ぶ施設は、子どもが主体的に学び、育ち、可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援するとともに、差別や体罰、いじめなどから子どもを守ること。

9で事業者は、従業員が仕事と子育ての両立ができるよう、雇用環境の整備に努めること。

10から21は市の取組で、10で市は全ての子どもに安全安心な環境づくりに努め、11以降で、経済的困難を抱える家庭の子どもへの支援、虐待及びいじめの対応、差別等の防止、子どもへの情報発信、不登校及びひきこもりに関する取組、離婚前後の子どもへの支援、切れ目のない子育て支援、祖父母からの支援、子どもが意見を言える機会、相談体制の強化について支援施策を講じることを定めたいと考えております。

また、21 施策の推進では、市は子ども子育て支援事業計画である鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの着実な推進を図り、他の条例や計画等と関連させて、施策の推進に努めることを定めたいと考えております。

最後に、資料5-1をもう一度ご覧ください。

中段の今後の主な予定になりますが、11月から来年1月にかけて、小中学校、高等学校の児童・生徒からの意見聴取を行います。来年2月の次回総合教育会議では、児童・生徒からの意見を御報告するとともに、これまでにいただいた御意見を踏まえ、案文の修正等の対応状況をお示しし、教育委員の皆様から改めて御意見を頂戴したいと考えています。その後、3月下旬の子ども・子育て会議で修正案について御意見を伺った後、4月以降にパブリックコメントを行いたいと考えています。

以上で御説明を終わります。

【議長（松尾市長）】

ただいまの説明につきまして、御質問などございましたらお願いいたします。

【山田委員】

5-1の資料の今後の予定に関してですが、小中学校、子どもたちから意見を聴取するということですが、これは具体的にどのようにお聞きになるのかを教えてくださいませんか。子どもに関わることで、当事者たちの意見を聞くというのは非常に有意義なことだと思います。

【こども支援課担当課長】

まず、小学生につきましては、公聴会でお願いをしまして、市内の公立小学校から2校程度、実施をお願いできる学校を選んでいただきたいと思いますと考えておまして、小学6年生を対象に、小学6年生の学年、それぞれのクラスで御意見をいただきたいと思っています。

具体的には、この条例が、子どものやりたいこと夢を支援していくという目的でつくりますことから、まず、子どもたち一人一人がどのような夢を持っているのか。どのような取組や、努力をしているのか。そして、それに対して障害となるのが、どのようなものが感じているのか。そして、市や大人たちがどのような応援をしていけばよいと思っているのか。このようなことを吸い上げるように、意見を聴取させていただいて、条例の策定や条例後の市政への反映などに取り組んで参りたいと思っています。

また、中学生からの意見の聴取は、1月に連合生徒会が予定されているということで、こちらで部会ごとにテーマを決めて、全校から選ばれてきている生徒会の方々が話し合う場があるということです。公聴会で御依頼をして、各校に、中学校に意見を持って帰っていただいて、意見をまとめていただく。生徒会の役員の中で話し合う、または生徒会の役員がほかの生徒さんにも声をかけて意見を上げてもらう。このような各校での意見を、連合生徒会の部会の中で議論していただいて、というように考えております。

テーマといたしましては、中学生になりますと、社会の問題とか自分たちの中の問題を俯瞰して考えていくこともできるというように、教育委員会と御相談しながら、さまざまな知見もいただいておりますので、条例の中で、市の取組、今回で言いますと、10番から21番に掲載しているような市の取組に対して意見をいただく。足りないものがないかどうか。このような意見の聴取をしたいと考えております。

また、高等学校につきましては、市内の公立高等学校に個々にお問い合わせをして、意見の聴取の方法も協議し、相談してまいりたいと考えております。

【下平委員】

3点、質問と意見があります。意見としては、支援という言葉は実は怖い言葉だなと思います。これはまだ（仮称）なので、これから最終的に条例の名前が決まるのですが、例えば、子どもが生き生き育つまち鎌倉条例とか、誰もが夢を実現できる条例とか。何か支援します、となる段階で、視点がずれてくる気がするので、今後（仮称）から変わるときには、違う視点からの考え方があって良いと思います。

それと、今年の2月までは庁内の推進委員会で話し合ってきたものが、子育て会議というものが立ち上がったようですが、これは何人ぐらいの、どのような方面の方々に構成されているのか、伺います。お願いします。

【こども支援課担当課長】

1点目の名称につきましては、子どもたちや、子どもたちを応援する大人たちにもわかりやすいメッセージが伝わるような名称というのでも検討してみたいと思います。

それから、庁内推進子ども・子育て会議のメンバーということなのですが、こちらは条例に基づいて子ども施策の審議をしていただく会議でございまして、委員は子どもの保護者、事業主を代表する者や労働者を代表する者、子ども子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し博識経験を有する者、関係行政機関の職員、さらに市民公募、これらの分野の方々から市長が委嘱して、現在21名の委員さんで構成してございます。

【下平委員】

これも重々、皆さん考えてくださっていることとは思いますが、日本では昔から三つ子の魂百までというように、子どもというのは3歳くらいまでにこの世界というものが安心・安全なものなのだということと、自分は努力すれば色々なことが出来るのだという自己肯定感と、それから人と助け合えるという他者肯定感をしっかりと育てれば、これが心の土台づくりとなって、後にいろいろな問題に直面したときも、前向きに自分を信じて、そして人の力も借りながら、問題解決をして成長できていくのです。

だから、根本的なところで考えれば、支援が必要なのは、人生一番初期の子どものころだと思います。心理学者もこの様に例えています。「人は誰もが幸せに笑顔で生涯生きられるように生まれてきている。それを親や社会がみにくいカエルに変えてしまうのだ」と。そもそも自分らしくたくましく笑顔で生きられるように生まれてきた心が、何かで不信感に変わってしまったときに、健やかな成長が妨げられるということだと思います。そう考えると、人生極初期の養育者とのかかわりというものはとても重要になるわけで、ここにももちろん盛り込まれていますが、子どもを貧困や、それから育児放棄とか虐待からしっかりと守って、安心・安全、そして人を信じられる、自分を信じられる、そういう心の土台をつくってあげるということは、一番大切なスタートラインだと思います。

自分では物を言えない、電話で助けを求められない子どもたちですから、鎌倉市では、その状況をどう察知して、そしてそれにどのような対応をとっていらっしゃるのか、伺えたらと思いますので、お願いします。

【こども支援課担当課長】

鎌倉市の虐待を例に挙げさせていただければ、こどもと家庭の相談室というのがございまして、こども相談課が担当になってございます。一方、県の児童相談所がございまして、この市と県の二つの窓口が、主な窓口機関となってございます。市に通報が入ろうと県に入ろうと、情報を共有して一緒に。市のほうとしては、市民健康課の保健師、こういった体の状況などを確認する必要がありますので、同行訪問しているところです。

その後、要対協と言いまして、要保護児童対策地域協議会というものがございまして、こちらでの対応につないで、例えば児童が所属している施設がありましたら、そちらの施設の職員とも対応を一緒に図っていく取組をしております、連携については漏れがないように鎌倉市では取り組んでいると考えております。

【安良岡教育長】

前文の二つ目のところの、最後の適切な支援を受ける必要があるということが書いてありますけれども、そうすると、これは一人一人の子どもに対して、これを全てつくらなければならないということになるのか、ということが一つあります。受ける必要があると書いてあるので。そうすると、そういう部分は、一人一人の子どもについて考えていく、そういうことを狙っているのかと思うので、そここのところは、できたら支援を受けるというのではなくて、こういう子どもたちが育っていく環境を私たちがつくっていきましょう、といった言葉のほうがいいと思ったところです。

それから 10 番からは、施策ということで、ずっと書いてあるのですが、これを見ていくと、市は何々を講ずるとなっているので、恐らく学校では、学校もこういうことを一つ一つ考えてほしいということに繋がっていくだろうということで、学校もこういう部分でどう取り組んでいくのか。今も学校は取り組んでいるところはありますが、これができた段階では、説明をしていく場面が必要となってくるかと思えます。その中で 18 番の祖父母からの支援というのが、ここになぜこれが入っているのかというのを、後ほど御説明していただければと思います。

というのが一つと、それからもう一つ、19 番の子どもが意見を言える機会というところで、今子ども議会を開催して、その中で、子どもたちが市政についてさまざまな立場から話をし、そして市長に御質問している議会がありますけれども、この子ども議会との関連というの、今後、またこれと違うところで考えているのかというところ。この 3 点ですね。最初の前文のところ、そして 10 番の施策からの中の祖父母の支援というところ、それから子どもが意見を言える機会。このあたりのところ、御説明していただければと思います。

【こども支援課担当課長】

18 番に上げさせていただいています、祖父母からの支援ということにつきましては、祖父母からの支援というのは、平成 22 年以降の国の施策でも、祖父母と同居や近居、こういったものがよい

影響を及ぼすということで、国の施策としてもありまして、自治体の中でも、他の自治体でもこのような住宅支援ですとか、支援金を支給するというような取組もされているところです。

子ども、孫にとっては、親とまた違う心の拠りどころができるということで、また、祖父母にとっても、大切な生きがいになってくるということで、相乗効果があると言われていていると認識しています。

なぜここに入れたかというところなのですが、ただ、表現の方法は配慮しなければならなくて、実際に祖父母がいらっしゃらないお子さんもいらっしゃるかと思しますので、市の、今現在の鎌倉市の取組としても、祖父母世代でできる範囲で取り組んでいくという形ですので、祖父母世代、地域での取組という中の一環で、祖父母の世代が子どもたちを支えていくという表現に見直していきたいというふうに考えております。庁内推進会のほうでも、若干、今、安良岡教育長の言われたような御指摘がありましたので、修正に当たってまいりたいと考えているところです。

それから、子どもの意見を言える機会、19番のところなのですが、今列挙させていただいている中の（1）市政への質問や宣言を行うことを支援するというところが、まさに教育委員会さんが取り組んでおられます子ども議会、こちらのことを想定してございまして、2番の子どもが市政に対して夢や希望を言える機会を設けるように努めるというところは、具体的には子ども版の市民の声というものがありまして、そのようなものが上げられます。

3つ目の、子どもが困りごとを言える機会、また代弁できる機会を設けるように努めるというところが、これはやり方については我々もまだ頭を悩ませていまして、子どもが本当に困っていることを言える場というのは、なかなか設定するのが難しいのではないかなというふうに思っています。教育委員会の先生方、教育指導課ともお話をするとき、今の子どもたちというのは、学校と親しかなかなかつながりがないので、その中で、今言える機能もあります。学校の中ではスクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーなどもありますので、そこをどう補っていくかというところが課題だと思っています。

先ほど、子どもの意見の聴取ということで、小学生に対して夢を聞いてどういう取組をしている中で、子どもがどういうところに困っているのか。どういう支援を市や親にしてほしいのかというところを聞くことによって、困っていることなどもつなげていけることができるのではないかなという、こちらのやり方については一つ課題だなと思っています。

市長部局の中では、例えば今生活福祉課との話をする中では、例えば学習の場が設定されているので、自習する場所で困っていることなどをアンケートでもらうとか、そんな取組もできるのではないかなと考えているところです。

それから、適切な支援を受ける必要があるというところにつきましては、おっしゃるとおり、私たち、市や大人たちがつくっていくということですので、表現については検討していきたいと思えます。

【山田委員】

意見が3点ありまして、1つは、この条例は大人の責務という視点からつくられているものだと思います。一方で、子どもも少子化によって人数が減ってきたり、目が昔に比べて行き届いたりして、安易に甘やかされるリスクがある世の中だと思うので、子どもとして守らなければいけないこ

と、やらなければいけないこと、そういうものを、どこかで見ていく必要があるだろうと思っています。

それと、文章の中の定義に子どもとか大人とか、施設という言葉が出てくるのですが、ほか人が人である中で、ここだけ建物のような印象を受けます。もちろん施設というのは教育を提供する場ということだと思えるのですが、表現として、例えば教育機関ですとか、教育の場とか、人がかかわってやっている場だということにしたほうがいいのではないかと考えます。

あと、子どもの意見の聴取につきまして、子ども議会など、子どもが意見を述べられる場がありますが、そういうところに出てくる方というのは普通よりももしかしたら意識が高い方が多いのかもしれないので、一般的な子どもの意見も集約できるよう、例えばSNSを使うなど、代表的な生徒の意見だけにしない集約の仕方を考えていただけるとありがたいと思います。

【こども支援課担当課長】

御指摘いただいたご意見を踏まえて検討していきたいと思います。

【議長（松尾市長）】

それでは、以上としまして、続いて最後になります。「(仮称) 鎌倉共生条例の制定に向けた取組状況について」を議題といたします。健康福祉部から説明をお願いします。

【地域共生課担当課長】

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の制定に向けた取組状況について説明をいたします。資料6-1、(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の制定に向けた取組状況についてをご覧ください。

1、本条例制定の趣旨でございます。鎌倉市の目指す共生のあり方を明文化し、広く共有しようとするものでございます。共生社会の実現を目指す取組は市全体で取り組まなくてはできないものであり、取組の射程も市長部局の範囲にとどまらず、執行部間をまたぐものになると考えていることから、本日総合教育会議において報告させていただき、教育委員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。いただいた御意見を踏まえ、共生社会の実現に向けた取組についての基本理念を定め、施策の基本的事項を定めることにより、行政の責務や市民等への効力を明確にするとともに、この条例を市全体の取組の土台となる共通認識として位置づけたいと考えております。

2、取組状況です。まず、共生社会の推進について幅広く御意見をいただくことを目的として、有識者の7名、市民3名の計10名による共生社会推進検討委員会を設置しておりますが、この委員会においても、この条例につきまして活発なご意見をいただいております。既にこれまで2回開催し、次回はちょうどあさって10月15日に開催する予定としております。

続いて、市民の皆様からのご意見につきましては、e-モニターアンケートや福祉まつりにおける市民アンケートを実施したほか、11月下旬からは市民公報、いわゆるパブリックコメントを実施する予定をしております。また、庁内の意見につきましては、ちょうど現在、庁内各課に対して、骨子に対する意見を紹介しているところでございます。また、庁内におけるこの制度の理解促進を目的としたワークショップなどの開催も検討しているところでございます。市議会に対しましては、本年6

月、9月の2回、観光厚生常任委員会で経過報告を行ったほか、来る12月定例会においても観光厚生常任委員会に報告を予定しております。これらを経て、来年2月定例会にて議案、提案の予定です。条例施行は、来年の4月1日をめざしているところです。

次に3、本条例の基本的な考え方について御説明いたします。本条例では、障害者、子ども、高齢者、外国籍の人、ひとり親家庭、あるいはLGBTなど属性を特定して対象とするのではなく、社会的に困難に直面している方、全てを対象と考えております。そして、共生を進めるためには、困難に直面している人々の前に立ちはだかる、いわゆる社会的な障壁を取り除くことが必要と考えており、これを条例の基本理念として規定したいと考えています。

この社会的障壁を取り除く考え方は、いわゆる障害の社会モデルの考えに添ったものです。障害の社会モデルとは困難に直面する原因を、その人の心身機能によるものではなく、社会環境維持が整備されていないためとする考え方です。

簡単な具体例を、資料6-2の1ページからの確認の中で記載しております。

続きまして、現時点で検討している鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の内容を御説明いたします。

資料6-2、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例骨子（案）をご覧ください。

- 1、条例の趣旨、2、条例の基本的な考え方はただいま説明したとおりです。
- 2ページに移りまして、この条例の骨子です。

(1) 条例の目的として、市民が相互に理解し合うこと、何らかの困難に直面している市民に対する社会的な障壁を取り除くことで、共生社会を目指すとの目的を規定します。

(2) 定義では、この条例で使用する用語の定義をいたします。

(3) 基本理念では、何らかの困難を社会全体の課題として捉え、社会的障壁を取り除く考え方を基本理念に規定します。さらにこの社会的障壁を心の障壁、情報の障壁、物理的な障壁、体制の障壁という4つの切り口で分類し、合わせて基本理念の4つに分けて規定いたします。この4つの切り口は、障害者白書に示されていた障害者を取り巻く4つの障壁の考え方を引用したものでございます。

続きまして、(4) 市の責務、市民、事業者の役割について。市は、基本理念に則り、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を、総合的かつ計画的に実施する責務を負うものとし、市民、事業者は基本理念について理念を深め、共生社会の実現に向けた取組に努めるものとしております。

(5) 基本的施策について。共生社会の実現に向けて、実施する施策を規定します。ここでも、心や意識の障壁、情報の障壁、物理的な障壁、体制の障壁の4つの切り口に合わせて規定しています。意識の形成と理解の促進では、学校教育、社会教育などの教育の場における共生社会についての学び、意識の形成や市民、事業者に対する啓発事業や広報活動、また施設利用やイベント等において、さまざまな人が参加できるようにすること。また、意見表明や意思決定支援などを行うことを考えております。

3ページのイ、個に応じた情報提供では、情報の取得を困難とする市民に対する必要な支援。また、市民が必要な支援を得られるように、情報の整理、支援者間の情報の共有、活用、個人の状態に合わせた多様な意思疎通のための手段の確保などを行います。

ウ、生活環境の整備については、物理的な生活環境の整備や地域における住民相互の支援体系の整備、生活課題の予防及び早期発見を可能とする地域づくりに努めることを考えております。

エ、共生社会の実現に向けた推進体制の整備では、共生社会の実現に資する活動を実施する市民、及び事業者との連携・支援、支援者に対する支援、分野横断的な支援体制の構築を行います。

(6) 災害等への対応災害等への対応について。災害等において、要支援者は平時にも増して困難のしわ寄せが起こると考えます。災害時においても市民の皆さんとも協力しながら、多様性に配慮した支援が提供できるよう体制整備に努めてまいります。

(7) その他の規定についてです。第3次総合計画、第4期基本計画の策定方針に、共生の視点が掲げられていることから、本条例を通じて、共生社会の理念、施策の枠組みをつくり、これを個別の行政計画、個別の事業に反映させていくことで、共生社会の実現を図りたいと考えております。

4ページ、今後のスケジュールにつきましては、先ほど御説明したとおりです。

以上で説明を終わります。

【山田委員】

まず、今回の条例の趣旨ですが、ここに書かれているように、鎌倉市の目指す共生のあり方を広く共有しようというものですよね。でも、今の御説明ですと、非常に困難な、困難に直面している方々を対象にしているという印象を強く受けます。ですので、もう少し幅広く、市民全体、その中で困難な人にはこういうふうに、という感じで、もう少し広く掲げたほうがいいかなと思います。

そもそも、ここに書かれていることって、ある意味人間として当たり前というか、皆が自然に本来持つべき考え方であって、条例で制定するものなのかというのも、正直感じます。この条例を明文化するだけで広く共有するというのは非常に難しいというか、誰が条例を認識して、それをしようって、自分を律するのかと考えると難しいところがあると思います。ですからこれをどういうふうに関心を持っていくかについては、もう少し柔軟に、ある意味楽しく考えていけるといいのかなと思っています。

その一つの考え方として、例えば鎌倉市が、街中で誰に会っても、笑顔がとても暖かく、雰囲気がいいという風潮をつくれれば、皆気分よく過ごせるわけです。そういうところからスタートすると、目が合ったらちょっと挨拶しようかとか、困難な人がいたら手助けしようかとか、そういう優しく、前向きな考えもどんどん出てくると思います。この条例を広めるということに関して、私はいろいろ期待したいと思いますし、また、発想豊かに楽しく、市民全体を巻き込んで、例えばいい笑顔の人はコンテストで表彰したり、何かイベントを行うなどできたら、浸透しやすいのかなと思っています。

【地域共生課担当課長】

共生条例で、ここでも考えている共生社会の定義。これはこれからどんどん見直していくことになろうかと思っているのですけれども、例えば骨子案の2ページ目の3、一番上ですね。条例の骨子案、目的のところを書いてありますが、我々が今現在考えている共生の定義というのは全ての市民が多様性を尊重し合い、輝き、お互いの力を発揮しながら安心して暮らすことができる社会。これがいわゆる共生社会ではないかというふうに、今のところ考えてございます。

ただ、この全ての市民の皆さんが、そういうように考えたり、あるいは楽しく安心して暮らしていただくためには、我々は福祉の職員だからというのものもあるかもしれないのですが、一定程度、今も何らかの社会的障壁なりにぶつかって、苦しんでいる方というのはいると考えていますので、まず、その方たちのぶつかっているものを取り除いて、共生社会を皆でつくる土台にしたいなというところがあるものですから、この共生社会をつくるために、その社会的障壁を取り除くというところを、施策の中心と据えたような、確かに、そういうところが強く出た案になっているというところはよく認識しているところなのですけれども、社会的な障壁を取り除けば、すぐそこで共生社会なのかというのは、委員御指摘のとおり、それではないのだろうなところを、いろいろな方からの意見交換の中で強く認識しているところでございます。

では、そこから先はどんなふうに、楽しく、みんなで生き生きと暮らせる社会だったり、鎌倉市をつくるにはどうするかといったところを、今後条例の中にどんな形で入れていけるのか。市民の皆さんが、私たちの条例なのだなって思っただけのような条例にするためには、どうすればいいかというところは、もう少し考えてみたいと思っています。

そして、できた条例を、確かに私たちの条例なのだなと思っただけのように、広報とか周知するには、まだまだそこまで頭が至っていないのですけれども、是非工夫をして、皆さんに知っていただけるようにします。

【下平委員】

総合計画の審議会委員でもあるのですけれども、今回、総合計画の大きな柱が共生社会ということになっていて、今おっしゃったように、根底にはそれがあるということはわかるのですけれども、どうしても、この文章を読む限り、困難を抱えた人とそうではない人というような関係性がすごく読み解けてしまうので、そこが共生の考え方ではないのだろうと思うのですね。

そういうことを抜きにして、みんながお互い尊び、助け合える社会が共生社会なのだろうと思うのです。どうしても、条例とか文書から始まっちゃうと、こういう流れになってしまって、じゃあ具体的にどんな鎌倉市になることがいいのかというのを考えると、例えば、エレベーターがあれば人生の障害がなくなるのでしょうか。今、一時代前と比べれば、あらゆることが便利になっていますよね。でも、今の子どもたちは困難に直面している。

結局はお互いが「助けて」と言い合えて、困った時に助け合える体制があれば、障害って消えていくのではないかと思います。そう考えると、さっきも言ったように、まずは互いがつながれることであり、助けてって言える人がいることであり、助け合う心が備わっていることが大切です。その視点から発想すれば、こういう文章にはならないのではないかという気がします。

先ほど山田委員から笑顔という話が出たので、これは、昔の話ですけど、アイダホ州にポカテロという市があって、そのポカテロ市の市長が「笑顔条例」をつくったのです。町を歩いていて、人を不快にする顔をしている人を見つけたら即逮捕する。逮捕された人はスマイルトレーニングセンターという施設に送られて、そこで笑顔になれる心を取り戻して、娑婆に戻るそうです。そんなことが新聞やテレビで取り上げられていたことがあるのですね。

例えば、ちょっとアイデアでおっしゃったけど、鎌倉市の中で、この市役所のどこどこ課の笑顔ナンバーワンとか、どこどこ小学校の笑顔ナンバーワンを選んで表彰するような試みをすることで、

お互いを大切に、いい町をつくる共生社会の実現になるかもしれないし、それは一つのアイデアですけどね。そういう視点から考えないと、困った人を助けてあげることが共生社会だというのは、違和感が起こるような気がするので、その点、もう一度考えていただけたらと思います。ありがとうございます。

【地域共生課担当課長】

本当に、障壁を取り除くということは、まず前提であるのですけれども、本当、そこはベースで、そこから先、どんなふうやっていくかというところ、なかなかこの条例だと、まだ読み取れない部分がたくさんあって、御意見ございますので、またきちんと見直して行きたいと思います。

【安良岡教育長】

今、社会的な障壁を取り除くと、取り除くって言われちゃうと、ちょっと違うのではないか。例えば、ここに社会モデルの考え方の中に、周りの人が車椅子を持ち上げるなどによって障害を減らす。つまり、周りの人のみんなの市民の力で、そういうものを困難だという人がいたときに助けたいと思いますよ。一緒にやっていきたいと思いますよということなのかなって。そうすると、取り除くという言葉が使われていると、そうじゃなくて、みんなでそこを何とかしてこうよと言うほうがいいのかと、今いろいろ聞いていて、私も読み直していく中で、何か引っかかっているなと思っていてのは、この取り除くという言葉が引っかかっていたなと、今改めて思ったところがございます。

【齊藤委員】

今、御説明をたくさんいただいたのですけれども、根底を流れる思いというのはよくわかるのですよね。ですので、今先ほどの話がありましたような言葉を訂正していただくとか、変えていただくとか、より皆さんに伝わっていくのではないかなと、そんな思いを持ちます。よろしくお願いいたします。

【朝比奈委員】

要するに、明文化すると、言っていることがすごいかたいですよ。共に生きるって、よく、最近申しますけど、お互い様であるということ。人はひとりでは生きていくわけではなくて、誰かのおかげで、おかげさまをもって生かされているのだということに、皆が気がつけば問題ないことってたくさんあると思うのですよ。だからエレベーターをつければいいのかって教育長おっしゃったけど、エレベーターつけたくてつけたくてつけられないところってあるわけで、つけられないところどうしたらいいかというのは、皆でお手伝いするし、それも叶わなかったら諦めるしかないという状況もあるかもしれないけれど、だからと言って、それが出来なかったからできないところは悪いやつなのかというふうには、何か悪者を炙り出すようなことにもなりかねないような気もするし。いろいろ言葉に気をつけないと、努力してない人が出てきちゃって、それが逆に悪く言われてしまうというのは余り、共生の理念からすると外れるような気がしますので、要は、皆がもっと優しい気持ちになれるような、そういう世の中にしていくような、そういうことをお考えいただければよ

ろしいのかなと感じました。

【山田委員】

その意味では、先ほどの子ども総合支援条例と、この共生の条例と、リンクするところがあると思うのですね。要は皆の思いやりがあって、先ほど申したように、優しく笑顔があって、そういう雰囲気だったら、多分この辺に書いてある問題って、全てはとは言いませんが、ほとんどのものが、あるいは多くのものが、経験されたり改善されるのでないでしょうか。そして、それによって市民が生き生きとして、生活が楽しくて鎌倉市にもっと人が集まってという感じで、プラスの相乗効果がいろいろ出てくると思うので、まずは、ベースをどういうふうに、鎌倉市のベースを、環境をどういうふうに魅力的なものにするかという視点で考えていく中で、条例はどうしたらいいのか、最終的にどこに持っていくのかという総合的なプランを立てて、その中で条例も考えていった方がいいのかなと感じています。

【議長（松尾市長）】

この条例について、最初に私から話をすればよかったのですが、私自身、政策に掲げてこのような条例をつくらうということで、マニフェストに載せたものでして、そもそも、私自身のきっかけとしては、津久井やまゆり園の事件があって、優生思想であるとか、誰もが、言葉では絶対にそのようなことを行ってはいけないと分かっているし、皆、そのように言うのですが、私自身もそれは反省するところなのですが、いつの間にか、勝手に差別をしたり、自分と障害者を分けていたりということを、無意識のうちにしているという自分に気づく事件でもありまして、そのようなところを自分自身、気づかなくてはならないし、皆も気づいていかなければならないと思います。共生社会に向けてというところで、この条例づくりを行っていているところではありますが、委員の皆様がおっしゃっていることは、少し高いレベルで共生社会ということをもう少し入れていくというところは、是非、参考にして、これから策定していきたいと思うところがあります。

ただし、具体的などころを変えていくのは、例えば、障害者と分けること自体も、そこで違うというのも、本当そのとおりだと思うのですけれども、現実、障害者で、車椅子に乗っている方だと、支援をしてもらえればいいのですが、支援されることを悪く思い、自分が外に出ることによって他の人に気を使わせたくないというようなことで、あまり外出しないということになると、その部分のお互いの心のバリアも取っていかないといけないと思います。

それは具体的にどうするかということは非常に難しいことではありますが、この条例づくりを行っていく中で、山田委員もおっしゃっていただいたように、そのような考え方を、より皆さんとともに考えて、共有して、よりよい社会を目指していける方向に向かっていければと思っております。これからもよろしくお願いします。

それでは、次回開催日について確認をしたいと思います。

今回は、まだ日程は決まっていますが、2月頃に開催を予定していますので、詳細につきましては、改めてご案内をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しました議題については、全て終了させていただきました。

これをもちまして、第2回の鎌倉市総合教育会議を閉会とさせていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。